

秋運整第135号の2
令和2年7月31日

秋田県内バス事業者 各位

東北運輸局秋田運輸支局長
(公印省略)

バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

標記について、令和2年7月30日付け東自保第29号により、東北運輸局自動車
技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知願います。

東 自 保 第 2 9 号
令和 2 年 7 月 3 0 日

秋田運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

標記について、令和2年7月29日付け国自安第55号の2により、自動車局安全政策課長から別紙のとおり通達があったので、了知されるとともに貴支局管内の関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

国自安第55号の2

令和2年7月29日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

(公 印 省 略)

バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国 自 安 第 5 5 号
令和2年7月29日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

本年に入り、バス車両が丁字路を右折する際に、交差点の歩道上を車両左手側から横断する子供と衝突し、子供が死亡する事故が立て続けに生じております。

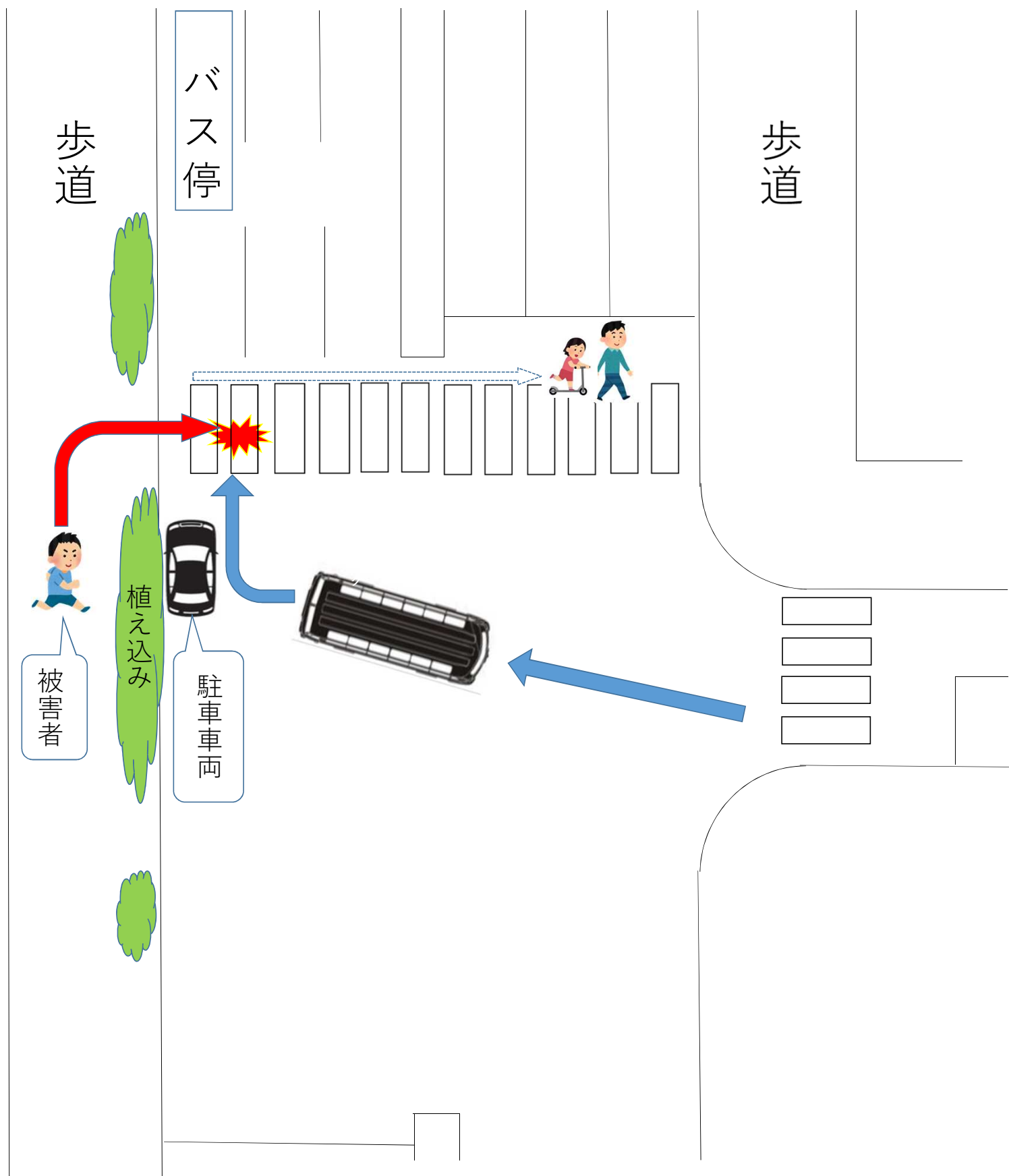
また、子供がバス車両前方を横断する際の事故が近年数多く発生しています。

つきましては、貴会傘下会員に対し同種事故の再発を防止するため、運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、下記事項について改めて徹底するようお願い致します。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。特に、丁字路をはじめとした交差点での右折時に車両左手側から進行する歩行者等に気を配ること。
- (2) 道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。
- (3) 歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。

本年に入り発生したバスの死亡事故現場略図①



本年に入り発生したバスの死亡事故現場略図②

